

京都市訓令甲第21号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

第1条中「(交響楽団長を除く。以下同じ。)」及び「(交響楽団に限る。)」を削る。

別表第1第2類の款文化市民局文化芸術都市推進室の項中「交響楽団,」を削る。

別表第2次長(歴史資料館次長を除く。), 美術館事務局長, 副園長及び子育て支援総合センターこどもみらい館事務局長の項中「美術館事務局長」の右に「, 歴史資料館事務局長」を加える。

別表第2事業所の庶務を担当する課長(市税事務所市民税室市民税第一課長及び法人税務課長, 固定資産税室固定資産税第一課長並びに納税室納税推進課長を含む。), 市税事務所軽自動車税事務所長及び歴史資料館次長の項中「納税室納税推進課長」を「納税室収納対策課長及び納税推進課長」に改め, 同項第11号中「又は」を「並びに」に, 「賃料」を「貸付料」に, 「普通財産」を「公有財産」に, 「で, 電柱, 水道管, ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を「の決定及び契約」に改め, 同項中第13号を第15号とし, 第12号を第14号とし, 第11号の次に次の2号を加える。

(12) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

(13) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関すること。

別表第2課長(衛生環境研究所の課長を除く。), 室の庶務を担当する課長(市税事務所市民税室法人税務課長を含む。), 市税事務所軽自動車税事務所長, 動物園生き物・学び・研究センター長及び部長の項中「市税事務所市民税室法人税務課長」の右に「及び納税室納税推進課長」を加える。

別表第2市税事務所固定資産税室固定資産税第一課長, 固定資産税第二課長, 固定資産税第三課長及び固定資産税第四課長の項の次に次の2項を加える。

市税事務所納
税室収納対策
課長及び諸税・

(1) 市税(府民税を含む。)に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた市町村税(都道府県民税を含む。)に係る徴収金の徴収に関する

高額徴収担当課長	こと。ただし、差押財産の換価に関するものを除く。
市税事務所納税室納税第一課長, 納税第二課長, 納税第三課長, 納税第四課長, 納税第五課長及び納税第六課長	(1) 市税（府民税を含む。）に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた市町村税（都道府県民税を含む。）に係る徴収金の徴収に関すること。ただし、差押財産の換価に関するものを除く。 (2) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関すること。

別表第2市税事務所納税室北税務課長, 上京税務課長, 左京税務課長, 中京税務課長, 東山税務課長, 山科税務課長, 下京税務課長, 南税務課長, 右京税務課長, 西京税務課長, 洛西税務課長, 伏見税務課長, 深草税務課長及び醍醐税務課長の項を削る。

別表第2美術館長の項を削る。

別表第2美術館事務局長の項第4号を削り, 同項第5号中「第10号」を「第9号」に改め, 同号を同項第4号とし, 同項第6号中「第13条」を「第18条」に改め, 同号を同項第5号とし, 同項第7号中「第10条第1項」を「第15条第1項」に改め, 同号を同項第6号とし, 同項第8号中「第10条第2項」を「第15条第2項」に改め, 同号を同項第7号とし, 同項第9号中「第12条」を「第17条」に改め, 同号を同項第8号とし, 同項第10号中「第14条」を「第19条」に改め, 同号を同項第9号とし, 同項第11号から同項第20号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2歴史資料館長の項を次のように改める。

歴史資料館事務局長	(1) 1件50,000円以下の収入決定に関すること。 (2) 使用料, 手数料その他諸収入の減免に関すること。 (3) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。 (4) 1件2,000,000円以下の歴史資料の購入の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。 (5) 見積価格2,000,000円以下の負担を伴わない歴史資料の寄付受納に関すること。 (6) 歴史資料の寄託及び貸借の決定及び契約に関すること。ただし, 会計管理者に合議することを必要とするものを除く。
-----------	---

- (7) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。
- (8) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示, 訂正及び利用停止の請求に対する決定等に関すること。
- (9) 歴史資料の展示及び供覧に関すること。
- (10) 「京都の歴史」の頒布に関すること。
- (11) 寄付受納物品のうち歴史資料の評価に関すること。
- (12) 申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関すること。
- (13) 軽易な刊行物の発行に関すること。

別表第2 子育て支援総合センターこどもみらい館長の項を削る。

別表第2 子育て支援総合センターこどもみらい館事務局長の項を次のように改める。

子育て支援総合
センターこども
みらい館事務局
長

- (1) 1件50,000円以下の収入決定に関すること。
- (2) 使用料, 手数料その他諸収入の減免に関すること。
- (3) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (4) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。
- (5) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示, 訂正及び利用停止の請求に対する決定等に関すること。
- (6) 所管業務に係る事務事業の計画及び実施に関すること。
- (7) 市長祝辞, 式辞, 賞状等の作成に関すること。
- (8) 軽易又は定例の講習会, 講演会等の開催に関すること。
- (9) 子育て支援総合センターこどもみらい館の施設の管理及び施設内の取締りに関すること。
- (10) 申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関すること。
- (11) 軽易な刊行物の発行に関すること。

別表第3 保健所長の項第9号中「普通財産」を「公有財産」に改める。

別表第3 部長及び室長の項第5号中「100,000円」を「500,000円」に改め, 同項第6号中「賃料」を「貸付料」に, 「100,000円」を「500,000円」

に、「普通財産」を「公有財産」に改め、同項中第18号を第20号とし、第7号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関する事。

(8) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認に関する事。

別表第3課長及び医療衛生センター長の項第14号中「又は」を「並びに」に、「賃料」を「貸付料」に、「普通財産」を「公有財産」に、「で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を「の決定及び契約」に改め、同項中第21号を第23号とし、第15号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の2号を加える。

(15) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関する事。

(16) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関する事。

別表第3子ども若者未来部長の項に次の1号を加える。

(5) 児童福祉法による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に係る経費の支出決定に関する事。

別表第3子ども家庭支援課長の項第1号中「療育医療」を「養育医療」に改め、「及びこれに要する費用の支給決定」を削り、同項第4号中「給付」を「給付決定」に改める。

別表第4総務課長及び第二児童福祉センター長の項第11号中「又は」を「並びに」に、「賃料」を「貸付料」に、「普通財産」を「公有財産」に、「で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を「の決定及び契約」に改め、同項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関する事。

(13) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関する事。

別表第5事業所の長（東京事務所長、元離宮二条城事務所長及び桃陽病院長を除く。）の項第10号中「又は」を「並びに」に、「賃料」を「貸付料」に、「普通財産」を「公有財産」に、「で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を「の決定及び契約」に改め、同項第11号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加

える。

(11) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

(12) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関すること。

別表第5交響楽団事務長の項を削る。

別表第5元離宮二条城事務所総務課長の項第17号中「又は」を「並びに」に、「賃料」を「貸付料」に、「普通財産」を「公有財産」に、「で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を「の決定及び契約」に改め、同項第18号を同項第20号とし、同項第17号の次に次の2号を加える。

(18) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

(19) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関すること。

別表第5桃陽病院事務長の項第19号中「又は」を「並びに」に、「賃料」を「貸付料」に、「普通財産」を「公有財産」に、「で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を「の決定及び契約」に改め、同項第20号を同項第22号とし、同項第19号の次に次の2号を加える。

(20) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

(21) 京都市公有財産規則第16条第1項による使用の承認のうち軽易なものに関すること。

別表第5みどり管理事務所長の項中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 1件1,000,000円以下の災害復旧工事その他の緊急に施行が必要な工事に係る工事請負契約(緊急工事に関する特約事項を付した契約を締結済みのものに限る。)に関すること。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)